

平成16年度 男女共同参画審議会 第2回全体会の概要

- 1 日 時 平成16年11月25日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501会議室
- 3 出席者 上杉孝實委員、北野美智子委員、神谷郁代委員、高島進子委員
中里英樹委員、長澤みさ子委員、藤原礼子委員、宮地民子委員、
森健祐委員、山下淳委員、吉田清彦委員
県民政策部長、県立男女共同参画センター所長、
地域協働局長、男女家庭課長

4 内 容

(1) 開 会 理事あいさつ

(2) 会長、副会長の選出

- ・ 委員の推薦により会長・副会長を選出
- ・ 会長 上杉孝實委員、副会長 高島進子委員 に決定

補足意見 (委員)

- ・ 会長・副会長は全員がやっていくべき。新規委員6名はお互いを知らないのでは、この場ですぐ会長・副会長を決定するのはおかしい。会長・副会長を持ちまわりにするなどしてはどうか。

(事務局)

- ・ 会長・副会長について審議会規則で規定しているが、見直しの必要があれば後日検討したい。

(3) 議 事

議事1 国の動きおよび県の施策の推進状況について

(会長)

- ・ 事務局より説明願う。

(事務局)

配付資料5～11に基づき、説明。

(会長)

- ・ これまでの説明で質問があればお願いしたい。

(委員)

県内市町の男女共同参画施策推進状況について 審議会等への女性委員の登用推進について

- ・ 審議会等への女性委員の登用推進について質問したい。ひょうご男女共同参画プラン21では平成17年度末に審議会等への女性委員の割合を30%にする数値目標が設定されているが、平成16年度で24.8%である。過去の実績によると、平成13年から3年間はほとんど女性委員の割合の数値は延びていないようだが、あと1年で具体的にどうやって女性委員を増やすのか。

(事務局)

- ・ 平成17年度末までに数値を達成するよう最大限努力したい。審議会等の委員には法

律で職が指定されているものや、事実上あて職になっているものがあり、女性委員登用推進の妨げとなっている。このため、（女性が副会長以下にいる場合は）会長ではなく副会長以下の役職の方に委員に就任いただくなどの方法を使いながら、平成17年度末までに30%を達成するよう努力したい。

(委員)

- ・ 例えば、本審議会では今回、公募委員が2名で男性1名、女性1名であるが、17年度末までは、公募委員を3名にして男性1名、女性2名にするなどの仕組みを考えないといけないのではないかと。

(事務局)

- ・ そのような仕組みも考えていきたい。

(委員)

「チャレンジプログラム」について

- ・ 「チャレンジプログラム」について、質問したい。第1期生が2年目のプログラムを実施中ということであるが、昨年の審議会で、女性に対しての研修という位置づけだという説明を受けたが、その後、男性職員も受け入れたいということだったが、男性職員の人数はどのようになったのか。

(事務局)

- ・ 「チャレンジプログラム第1期生」には60名の募集に対し158名の応募があった。この中には男性職員10名である。

(委員)

- ・ 「チャレンジプログラム」は女性のエンパワーメントという目的で作られたが、参加したい男性職員はもっといたと思う。このような形で女性職員対象のプログラムを実施することは、「女性が逆境にあった」とは確かであるにしても、「女性の能力が劣っていた」という評価につながるのではないかと。
- ・ 女性がポジションを獲得していく中で、「自分達は（男性に比べ）未だに劣っている」という意識をもたせることになり、そのことがひとつのハンディにつながるのではないかと。
- ・ もし継続されるなら、「女性のエンパワーメント」という意識は払拭し、男女一緒に勉強していくという方向でやってほしいがどう思われるか。

(事務局)

- ・ 女性職員が力をつけていかなければならないということは確かである。これまで庶務や福祉に回っていた女性職員が多かったので、女性職員にはぜひ力をつけてほしいが、志を共にする男性も一緒にやっている。また、課長クラスの男性職員33名が「チューター」として参加している。そういう意味では、女性たちが「力をつけたい」という思いが非常にあったので、それを応援していくということだが、男性にも門戸を開いている。男性への呼びかけはもちろん、今後は、市町の職員の参加を呼びかけていきたい。今回の「チャレンジプログラム」は階層別の研修ではなくどの階層でも男女問わず、受け入れている。今後、呼びかけを積極的にしていきたい。

(委員)

- ・ 「チャレンジプログラム」自体は、当初は、女性職員の登用の話とつながっていた。県の場合は、仕事の中で技術等を覚えていくところがあるが、これまで女性職員は企画、計画策定や条例の制定、予算づくりをする部署やポストに配属されてこなかった。そういう処遇を受けてきて、これから一緒だというのは無茶なので、そのレベルまで上げていくことが必要なのだ、と私は理解してきた。同じレベルで競争させるのはやはり難しいのではないかと。それがある程度適正な人事も含めて進んでいけば、女性だけのプログラムは必要なくなるし、なくなってほしいと私も思う。ただ過渡期にはこういうプログラムが必要ではないかと。

(委員)

- ・ 私も下積みの公務員を経験したが、ポジションを与えられればいやおうなく取り組むものである。あえて勉強するのも必要だが、いくらポジションを与えられても、

どれだけ勉強しても、出来ない人は出来ないし、センスがない人はセンスがない。これは性別に関係がない。今ここで男女共同参画とって、今まで女性が差別されてきたからとって、いつまでもそれをひきずって、女性に対して特典を与えると、余計に女性は伸びなくなる。県のポジションはうまく調整して、女性にも与えていかなければならないが、女性の自立を進めなければいけない。ポジションは与え、審議会等への女性委員の登用も積極的に進め、その中で切磋琢磨していかなくてはならない。いつまでも「女性は遅れているから」という対策はかえってマイナスになると思う。

(会長)

- ・ (女性職員対象の研修は)ステップとしてということで、できるだけ早く次のステップへ進めるようにということでしょうか。

(委員)

申出処理制度について

- ・ 申出処理制度について質問したい。「施策についての改善の提案」というのがあがるが、どのようなことか。

(事務局)

- ・ 県の施策についての申出は1件あり、内容は、高等学校の体育の教員の採用が男性に偏っているのではないかとということについてであった。これについては、調査し、教育委員会に対し、改善について助言した。

(委員)

- ・ 申出の件数が少ないのではないかと。他府県と比べて多いといえるか。周知徹底を図ることによってもっと案件が出て来ることを期待する。

議事2 政策部会の設置について

(会長)

- ・ では次の議題の「政策部会の設置について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

・ 政策部会の設置について説明する。男女共同参画計画が策定された際、男女共同参画審議会の前身である男女共同参画推進委員会において、政策部会を設置し、計画について検討いただいた。今回も、男女共同参画計画の中間期見直しの実施にあたり、審議会において政策部会を設置し、委員の皆様にご意見を頂戴したい。政策部会の構成については、少人数制で集中してご意見をいただきたい。政策部会委員の構成としては、学識経験者を中心とするか、審議会同様のいろいろな分野から参加していただくかの二つの案が考えられる。前回の政策会議では、学識経験者を中心にご協力をいただいたところであるが、今回も同様に学識経験者を中心に政策部会の設置し、月一回程度の会議へのご出席をお願いしたいところである。政策部会でご検討いただいた内容については、全体会にご報告し、さらにご意見をいただく予定である。

(会長)

・ それでは、規定に従い、部会のメンバーは審議会の会長から指名させていただく。高嶋委員、中里委員、神谷委員、山下委員、伊藤委員、加藤委員、長谷川委員、朴木委員をお願いすることとしたい。欠席の委員については、事務局よりご了解をとっていただく。出来るだけ全体での議論を重視し、進めてゆくということによろしいか。部会長は高嶋委員をお願いしたい。

(委員)

- ・ 異議なし。

議事3 男女共同参画計画の見直しについて

(事務局) 資料13に基づき説明。

- ・前回の全体会でのご意見を踏まえ、本年度は家庭問題研究所において「男女共同参画に関する意識実態調査」を実施した。本日は家庭問題研究所から調査結果の概要をご報告させていただく。

(家庭問題研究所)

- ・調査の目的は先ほどから説明のあった男女共同参画計画の改定である。1999年（5年前）に実施した調査との比較ということで、基本的には1999年調査と同様の方法で調査を行った。兵庫県内の20歳以上の男女3000名を対象とした。回収率は41.1%であり、39.7%が有効回答となった。女性が60.2%、男性39.8%で女性からの回答数が多かったが、その他の属性はおおむね兵庫県の男女を代表しているという。調査結果の中間報告によると、1999年調査に比べ「意識が変化したもの」「意識があまり変化していないもの」が見られた。全体として男女共同参画に関する意識は高まっているものの個別の件に関しては偏りが見られた。男女共同参画の施策の周知について設問を設定しているが、申出処理制度を知っていると回答した回答者は4%にすぎず、周知度の低さが見られた。

(会長)

- ・中間報告については、お読みいただき、ご意見があれば事務局にお出しいただきたい。

(委員)

- ・申出処理制度の周知度の低さについては、県としてどう考えるか。

(事務局)

- ・申出処理制度については、男女共同参画センター、各県民局、市町等にパンフレットを設置し、PRしているところである。しかし、より一層周知の努力を図る必要があると認識している。

(委員)

- ・このような調査は他府県でも実施しているのか。申出処理だけでなく、条例や県立男女共同参画センターの周知度も低いように思うが、他府県の状況と比較することは可能か。

(委員)

- ・私は男女共同参画推進員をしているが、条例の周知度の低さを改めて認識した。勉強会などの機会に条例のチラシなどを配布してPRしているが、さらに努力する必要があると感じる。

(事務局)

- ・他府県においても、計画改定の時期にあるところでは、意識実態調査を実施しているので、比較したい。

(委員)

- ・この調査結果を踏まえ、申出処理制度だけでなく、制度や政策全体の周知をどのように図るかについて考えていく必要がある。

(会長)

- ・質問項目（回答選択肢）が多いと、該当項目にも をつけない傾向が見られる。

(委員)

- ・男女共同参画については、知っている人はよく知っているが、全体で理解されていない。一般の人によく理解していただく手段を考えるべきである。

(会長)

- ・男女共同参画推進員は一般県民に男女共同参画を周知していく役割があるが、県が

具体的にどのように推進員の活動を支援していくかも課題である。

(委員)

- ・市町ももっと積極的に取り組んでいくべきだ。

(委員)

- ・男女共同参画施策は周知されていないことも問題だが、周知されていない間に条例が出来、周知されはじめるとバックラッシュが起こったりした。戦略的に周知するのが課題である。

(委員)

- ・全体的な意見を申し上げたい。男女共同参画社会の実現について大きく進みつつある時期である。ただ、男女共同参画に関する情報が十分に伝わっていないという課題には、情報を発信する側だけでなく、受け手が問題意識を持ってアクセスしてくるかどうかということも重要であり、双方向での努力が必要である。また、「なぜ今さら男女共同参画か」という意見もあるが、今なお社会構造は男性中心であり、社会文化的な原因で社会に参画できない女性も多いことから、女性のエンパワーメントは引き続き重要である。女性が変わるということは男性も変わるということである。お互いの人権を尊重しあうことが基本である。審議会の女性比率については、これから男女共同参画社会の将来像を創る中で、もう少し緻密な細部を検討しながら比率をあげていく努力が必要だろう。

意見の違いはあって当然。一人ひとりの人権が尊重され、一人ひとりが主人公の社会をつくっていくことが大切。そのためにも情報にアクセスする力の養成が必要。社会意識や価値観が変わっていくのは大変なこと。

(委員)

- ・調査の中で「男女雇用機会均等法」「育児介護休業法」の周知度が1999年より低下していることが理解しがたい。

(家庭問題研究所)

- ・回答者は「家庭科必修」「ジェンダー」等の比較的身近な言葉と並べているので、法律については、身近な言葉に比べ、「知っているとはいえない」という判断をしたのではないかと考えられる。相対的に質問項目数が増えたことも影響したと考えられる。

(委員)

- ・マスコミに頻繁に取り上げられる言葉は自然に周知度が上がってくるだろう。「男女雇用機会均等法」などは1999年当時のほうがよくマスコミに取り上げられていたということが一因ではないか。
また、自治体の男女共同参画計画にはメディアに関する取り組みがあまり盛り込まれていない。国の計画でもメディアに関する取り組みはあまり大きく取り上げていない。県市の計画は国の計画を元にするので、同様にメディアに関する取り組みが重視されていないが、地域の活動ではメディアの重要性が認識されている。今回の改定でも、メディアに関する取り組みについて具体的に盛り込むべきである。情報を発信する仕組みづくりにぜひ取り組んで欲しい。また、男性や企業に対する働きかけも具体的に取り組んでいくべきである。

(委員)

- ・新聞を通じて男女共同参画について情報発信を行ってきたつもりだが、調査での周知度の低さに驚いた。どのようにして伝えていけば、より周知・理解されるか改めて考えていく必要があると感じた。県の広報資料には目を通していているが、男女共同参画について知らない施策もある。

(家庭問題研究所)

- ・認知度の低さに注目が集まり、驚いている。全体的に男女共同参画の意識は広がってきていると感じている。

議事4 平成17年度施策について

(会長)

- ・議事4の平成17年度施策について事務局よりご説明いただきたい。

(事務局)

- ・17年度は県内の市町の男女共同参画計画策定の支援の強化、男女共同参画社会づくり協定事業所のネットワークづくり等に重点をおいて取り組みたい。また、男女共同参画アドバイザー養成塾の修了生を活用した講師の派遣にも取り組みたい。「チャレンジプログラム」については2期を募集する。女性の創業・起業を応援するネットワークづくりについてもぜひ取り組んでいきたい。

(委員)

- ・市町の男女共同参画計画は作ればいいというものではない。目標を掲げて努力するのは大事だが、むしろ計画策定のプロセスで市町の職員、地域の人、男女共同参画推進員などが議論をし、何が課題かを検討していくことこそが重要である。どのように計画に一般の人を巻き込んでいくかが計画の実効性を決めるものである。

(委員)

- ・計画策定の会議にできるだけ多くの人に参画してもらうことが課題。小中高教育での男女共同参画についてのカリキュラム化が必要。人権は獲得していくもの。尊重されるべき人権があり、それについて学び、知識をえて、その実現に向けて努力していくということを、小中高で教育する必要がある。

(委員)

- ・このような場での議論を主婦層に伝えていくことが大切。

(会長)

- ・いろいろなご意見をいただき感謝する。追加でご意見があれば事務局にお伝えいただきたい。では時間になったので審議を終了する。

(以上、文責：兵庫県県民政策部地域協働局男女家庭課)